

# インターネット取引における製品安全の確保に関する検討会報告書

平成29年8月7日

インターネット取引における製品安全の確保に関する検討会

## 1. はじめに（本報告書の趣旨）

近年、電子商取引は、インターネットの普及によりボーダレスに増大している。その取引形態も、海外の販売事業者の自社サイトを通じた海外事業者との直接取引や、インターネットモール、インターネットオークション、フリーマーケットアプリ等（以下「インターネットモール等」という。）のプラットフォームを介した取引など多様化している。

製品安全関係法<sup>1</sup>は、立法当時、こうしたインターネット取引を想定した設計になっておらず、日本国内において製品安全関係法の対象製品を流通させる海外事業者等への適用関係は必ずしも明確ではない。

また、平成28年度における製品安全関係法の違反件数<sup>2</sup>322件のうちインターネット販売に関する違反件数は142件<sup>3</sup>に上っており、従来の実店舗における対面取引のみならず、インターネット取引における製品安全の確保を図ることが一層重要である。インターネットモール等を運営する事業者（以下、「モール運営事業者」という。）は、インターネット取引におけるプラットフォームを提供し、中小企業や個人事業主を含む多数の事業者や個人の電子商取引への参画を促す担い手となり、電子商取引の発展に大きな貢献を果たしてきたところ、インターネット取引における製品安全の確保を図る上で、国と連携して一定の役割を果たすことが期待できる。

「インターネット取引における製品安全の確保に関する検討会」では、インターネット取引における製品安全関係法の運用や国とモール運営事業者との協力関係のあり方、消費者がインターネットを通じて安心して安全な製品を購入できるようにするための方策等について、学識経験者、実務経験者、消費者団体、モール運営事業者等が議論を重ね、本報告書に取りまとめた。

<sup>1</sup> 消費生活用製品安全法、電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の四法を指す。

<sup>2</sup> 製品安全関係法に抵触するものと経済産業省が確認した件数。

<sup>3</sup> 内訳は、法律別で見ると、電気用品安全法は115件（モール106件、自社ホームページ9件）、ガス事業法は1件（自社ホームページ1件）、液石法は10件（モール9件、自社ホームページ1件）、消安法は16件（モール15件、自社ホームページ1件）であった。なお、製品別で見ると、直流電源装置（ACアダプター）25件、レーザーポインター16件、カートリッジガスコンロ6件、リチウムイオン蓄電池5件、蛍光灯4件、電気温蔵庫4件、屋外式ストーブ3件など、電安法の規制品目が多い。

## 2. インターネット取引に係る製品安全関係法の運用における課題

製品安全関係法は、一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる一定の製品について、製造・輸入事業者に対して技術基準の遵守義務等を定めるとともに、販売事業者に対して、技術基準に適合した製品であることを示すP Sマークの表示がない製品を販売及び販売の目的で陳列してはならない等の販売・陳列規制を規定している<sup>4</sup>。

製品安全関係法の体系は製品が流通する前段階での取締りを企図しており、具体的には、販売事業者の販売行為を監視することが違反行為の発見の端緒となり、その上で、違反を犯した販売事業者から違反製品の取引経路を遡って当該製品の製造・輸入事業者を捕捉し、取締りを行っている。

インターネット取引に係る製品安全関係法の運用に当たっては、インターネットモール等の普及により電子商取引が容易となり販売事業者が多数に及ぶようになったこと、特に海外事業者が販売元である場合は管轄権の問題が生じること等の特徴を踏まえた実効的な対策の実施が必要である。

## 3. 海外事業者等に対する製品安全関係法の適用について

行政法の一分野である製品安全関係法では、刑法総則や法の適用に関する通則法により整備されている刑事法や民事法と異なり、国内に支店や輸入代理店などの拠点をもたない海外事業者に対する法の適用の一般的なルールについて明文の規定は存在しない。そのため、個別法において明文の定めがある場合<sup>5</sup>や確立された法解釈により適用を認めている場合<sup>6</sup>を除いては、個別具体的な法律の法目的に沿って判断する必要がある。

製品安全関係法の法目的は、一般消費者の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれが多い製品に関して技術基準を設け、技術基準に適合しない製品が国内流通することを防止することにより、国内の一般消費者の生命又は身体の安全を確保することにある。このため、日本国において製品安全関係法に違反する製品を流通させ消費者の生命・身体の安全に危険を及ぼす行為は、海外事業

---

<sup>4</sup> 「陳列」の解釈について、逐条解説では、「顧客がそれを売買の目的物として特定しうるような形で店頭  
に陳列すること」とされているところ、昨今のインターネット取引に対応した法執行の必要性に鑑み、イ  
ンターネット取引において販売の目的で商品をウェブサイト上に表示する行為が、製品安全関係法上の「陳  
列」に該当するものと解釈することの可否に関して、「広告」という類似の法令用語との異同も考慮した形  
で、関係業界の実態や「陳列」と解釈することによる取締りの効果等も踏まえ、法令等の改正による解決  
も含めて、引き続き検討する必要がある。

<sup>5</sup> 資金決済に関する法律第36条「外国において前払式支払手段の発行の業務を行う者は、国内にある者  
に対して、その外国において発行する前払式支払手段の勧誘をしてはならない。」

<sup>6</sup> 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律においては、「外国企業が日本国内に物品を輸出する  
などの活動を行っており、その活動が我が国独占禁止法違反を構成するに足る行為に該当すれば、独占禁  
止法に違反して、規制の対象となると考えられる」(「独占禁止法涉外問題研究会報告書」(公正取引委員会、  
2007))

者によるものであっても、製品安全関係法の適用対象とすべきである。

なお、製品安全関係法と同様に消費者保護を趣旨とする特定商取引に関する法律においては、その法目的に鑑みて、海外事業者が日本国向けに商品を販売する行為にも適用する旨をガイドラインで明らかにしている<sup>7</sup>。

なお、国内の販売事業者が輸出先の海外事業者が日本国内に向けて流通させることを知って当該事業者に販売したときは、製品安全関係法の適用があると考えるべきである<sup>8</sup>。

#### 4. 違法に国内に製品を流通させた海外事業者等への対応について

違法に国内に製品を流通させた海外事業者について、国内に支店や輸入代理店などの拠点をもたない場合、当該事業者に対する刑罰の執行や立入検査は他国の執行管轄権に抵触することになり得るが、国は、当該事業者への情報提供やそのウェブサイトのURL等の公表といった措置を講ずることにより、国内の消費者に対する注意喚起を行うべきである<sup>9</sup>。

また、製品安全関係法では、海外登録検査機関が技術基準に適合する方法で適合性検査を実施しなかったと認められる場合、国は、当該機関に対し、改善するよう請求することができる<sup>10</sup>。したがって、事情によっては、海外事業者に対して、国内における危険等防止命令、表示の禁止、改善命令、製品の提出、報告徴収等と同旨の請求を行う余地もある。

#### 5. 関税法及び外為法による水際措置について

海外事業者が国内に流通させる製品安全関係法に違反する製品を水際で規制

<sup>7</sup> 「日本国内の販売業者等と外国の購入者等との取引については、特定商取引法第26条第1項第2号で『本邦外に在る者に対する商品若しくは権利の販売又は役務の提供』を適用除外としています。これには、例えば日本の事業者が外国に居住する者に商品を販売するなどの場合が該当しますが、外国の販売業者等が日本向けにホームページなどで商品等の販売を行い、日本国内在住者が商品を購入する場合は、同項の適用除外には該当しないため、特定商取引法の対象となります。」（「特定商取引法ガイド」（消費者庁・経済産業省、2012））。

<sup>8</sup> 国内の販売事業者が外国に製品を輸出する場合は、原則として、製品安全関係法の適用はないが例えば、電気用品安全法施行令第4条第2項は、電気用品を輸出する場合はPSEマークを付さずに販売することができる旨を規定している。

<sup>9</sup> 「独立行政法人国民生活センター情報提供規程」（2012）では、特定の事業者又はその提供する商品・役務の名称を含む情報を公表する際は、当該事業者又は関係者に対し、公表内容を事前に書面により通知、若しくは意見等を述べる機会を確保する旨が規定されており、一定の手続保障が講じられることが望ましいとされている。

一方、同規程では、当該事業者の所在不明の場合や、緊急を要する等やむをえない場合はこの限りでないとしており、海外の販売事業者は所在が不明である場合はもちろん、消費者保護の観点から違反製品を日本で流通させている状況に至急対処すべき事情があれば、公表を行うことも可能と考えられている。

<sup>10</sup> 電気用品安全法では、登録検査機関が行う適合性検査が技術基準（法第33条第2項）に違反している場合、経済産業大臣は当該登録検査機関に対し改善命令を発することができる（第40条の2）、海外登録検査機関については、国内登録検査機関に対する「命令」に関する規定を「請求」に読み替えて準用することとされている（第42条の3第2項）。

することができるかは、関税法及び外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」という。）による。

関税法では、その第69条の11において輸入を禁ずるものを限定列記しているところ、製品安全関係法に違反する製品は列記されていない。

また、外為法では、条約や国内法で所持、使用等が規制されている貨物等について、政令及び告示に定めることにより輸入を規制しているところ、製品安全関係法に違反する製品は、所持、使用等が規制されておらず、輸入規制の対象となっていない。

したがって、現行の関税法及び外為法による水際措置は行うことはできないが、製品安全関係法に違反する製品の水際措置のあり方について、今後の越境取引における違反状況等を留意しつつ、税関等の関係機関との連携を含め、どのような対応が可能であるか検討することは必要である。

## 6. モール運営事業者の民事責任等について

インターネットモールの取引において、モール運営事業者は、商品の買主にも売主にもならず、当該商品の所有権をもつことはない。「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（経済産業省編）においても、モール運営事業者は個別の取引についての売買契約の当事者とはならず、モール運営事業者が取引に積極的に介入してその成立に尽力したと認められる場合を除き、原則、民事上の責任を負わないものと整理されている<sup>11</sup>。

一方で、同準則は、重大な製品事故の発生が多数確認されている商品の販売が店舗でなされていることをモール運営事業者が知りつつ、合理的な期間を超えてこれを放置した結果、当該店舗から当該商品を購入したモール利用者に同種の製品事故による損害が発生するなど特段の事情がある場合は、モール運営事業者は民事上の責任を負うとしている。

モール運営事業者は、これまでも販売事業者との間の出品・出店契約等に基づき、規約等に違反する出品物等の検索等を行うなどして規約等に違反する事業者を見つけ、当該事業者に対し出品停止等の措置を講じている。こうした取組が、販売事業者と消費者との取引を成立させる場を提供し、健全な電子商取引の発展において重要な役割を担うモール運営事業者の社会的な責務として、今後も継続して講じられることが期待される。

---

<sup>11</sup>「電子商取引及び情報財取引等に関する準則」（経済産業省編）によると、「個別の出品者との取引によって生じた損害に関して、モール事業者は原則、民事上の責任を負わない。」とされる。また、ネットオークションで入金済み商品が届かない詐欺に遭った被害者が、モール運営事業者に対し損害賠償請求等を提起した事案（名古屋地判平成20年3月28日）では、「被告が利用者間の取引に積極的に介入してその取引成立に尽力するとまで認めるに足りる証拠はなく、本件利用契約が仲立ちとしての性質を有するとはいえない。」との判断を示している。

## 7. 国が検討すべき対応策

以上を踏まえ、インターネットにおける製品安全の確保に向けて国が検討すべき対応策として、以下の取組を提案する。

### (1) 対応策等の策定

国内に製品を流通させる海外事業者等に対する製品安全関係法の解釈及び運用を明確化し、国が講ずべき対応策を策定すること。

### (2) 海外販売事業者に関する対応

国は、我が国において製品安全関係法に違反する製品を流通させる行為を行った又は行おうとすると認められる海外事業者に対して、製品安全関係法の外国語翻訳をはじめ、製品安全関係法に関するわかりやすい情報提供や注意喚起を行うこと。さらに、必要に応じて、国内の消費者に対して、当該違反品が販売されているウェブサイトのURL等の情報提供を行うこと。

### (3) 試買テストの実施等

試買テスト<sup>12</sup>において、インターネットを通じて流通する製品に対する試買テストを引き続き継続し、実店舗の販売事業者のみならず、インターネットを通じて製品安全関係法に違反する製品を国内に流通させた事業者（海外事業者を含む。）への対策を実施すること。

製品安全関係法に違反する製品について、過去の事例の傾向や流通経路の特徴などを調査・分析し、事業者に情報提供を行うとともに、これを踏まえ、試買テストを実施すること。

試買テストの結果やモール運営事業者から得た情報により、消費者に重大な危害を及ぼすおそれが大きいと認められる場合や、販売行為の悪質性が特に高いと認められる場合は、警察等の関係機関と連携して対策を講ずること。

### (4) 消費者向けの情報提供

過去の製品安全関係法の違反・事故件数等を踏まえて、特に注意を要する品目を絞り込んだ上で、消費者庁等の関係省庁等と連携して、消費者に対して効果的にPSマークの周知徹底を行うこと。

インターネットモールにおいて業として製品を販売すると認められる行為は、

---

<sup>12</sup> 経済産業省製品安全課が、市販されている製品を買い上げ、法律に定める技術基準等の遵守状況を確認。製品安全関係法に違反する製品の販売事業者や製造・輸入事業者に対して、行政指導等を行っている。

個人であっても製品安全関係法が適用され得る旨の周知徹底を行うこと。

#### (5) モール運営事業者向けの情報提供

モール運営事業者による自主的な取組に資するよう、製品安全関係法に違反する製品のメーカー名・製品名・型番等について情報提供を行うこと。

製品安全対策優良企業表彰制度等を活用し、モール運営事業者による製品安全の確保に向けた取組の先進事例の普及を図ること。

#### (6) モール運営事業者との連携

モール運営事業者との連絡会合を実施し、インターネットにおける違反事例や製品安全関係法の適用範囲等に関する情報の共有や、インターネットモールにおける製品安全の確保に向けた取組について意見交換や情報提供を行うこと。

モール運営事業者から、製品安全関係法に違反する出品物等の情報の提供があった場合は、必要に応じて、連絡会合において情報共有を行うこと。

違反事例等の周知など、モール運営事業者の協力を得て行う施策について、連絡会合において検討すること。

### 8. 終わりに

インターネットの普及により、海外の販売事業者を含む多数の事業者と直接取引が可能となり、また、インターネットモール等のプラットフォームを通じて多数の事業者との取引が可能となった。このような時代においては、消費者の誰もが、適法な製品を取り扱う事業者からの購入を積極的に選択する行動を通じ、安全で信頼性の高い市場形成に寄与する「賢い選択者」となることが求められる。

そのためには、国が違反事業者の取締りの強化や情報提供の強化を図るとともに、インターネット取引において果たす役割が大きくなっているモール運営事業者が、従来から行ってきた自主的な製品安全の確保のための取組を継続・発展させていくことを期待したい。

インターネット取引における製品安全の確保に関する検討会について

【構成員】

(委員長)

早川 吉尚 立教大学法学部教授、瓜生・糸賀法律事務所弁護士

(委員)

釘宮 悦子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会理事

沢田 登志子 一般社団法人ECネットワーク理事

日野 辰哉 筑波大学法科大学院准教授

丸山 正博 明治学院大学経済学部教授

森 亮二 英知法律事務所弁護士

(オブザーバー)

アマゾンジャパン合同会社

株式会社メルカリ

ヤフー株式会社

楽天株式会社

独立行政法人国民生活センター

消費者庁（消費者安全課）

経済産業省（情報経済課、消費経済企画室）

(事務局)

経済産業省商務流通保安グループ製品安全課